

2 稲 保 号 外
令和 3 年 3 月 3 1 日

保護者の皆様へ

保育課長 水谷 豊

申請手続きにおける押印省略の取扱いについて（お知らせ）

日頃は本市の保育園運営にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

行政手続等の見直しにおける押印廃止の要請が全庁的に示されたことを受け、令和 3 年 4 月 1 日から申請手続における押印は省略を可とします。

注意事項は下記のとおりですがご不明点がありましたら保育課までご連絡ください。

記

- 1 申請書における押印は省略可とします
- 2 訂正箇所は二重線を引き、申請者の署名でも可とします
- 3 就労等証明書等の事業者証明欄が必要なものについても事業者の押印は省略可とします。訂正が必要な場合は担当者の氏名を証明欄に記入し、二重線の上担当者の署名をお願いします。

※書類の内容については、作成元に確認することがあります。実態の伴わない内容であることや偽造の事実が認められた場合は、退園等の対応をさせていただきますのでご注意ください。

- 4 申請書について現在保育園等に用意してあります印マークの入った様式も利用は可能とします。HP上のダウンロード様式とともに順次変更をかけていきますが従前の様式を利用し押印があった申請書も受付させていただきます。

連絡先 稲沢市子ども健康部保育課給付管理グループ

電話 0587-32-1297（ダイヤルイン） ファックス 0587-32-8911